

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康管理・母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊予市は、健康管理・母子保健に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊予市長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理・母子保健
②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務。 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の指導等の実施に関する事務。 ③健康増進法の規定に基づく健康増進事業である各種がん検診(肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診)、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の実施に関する事務。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務。</p> <p>なお、一部事務の申請、届出はサービス検索・電子申請機能により受領し、「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。</p>
③システムの名称	eG-wellness(健康管理システム・母子保健システム)、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報、保健指導情報、住民健診情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10、49、76、93の2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、56の2、69の2、102の2、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、16の3、17、18、19、70、102の2、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	伊予市 市民福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊予市 総務部 総務課 799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊予市 市民福祉部 健康増進課 799-3127 愛媛県伊予市尾崎3番地1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務。 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の指導等の実施に関する事務。 ③健康増進法に基づく健康増進事業の実施に関する事務。 なお、一部事務の申請、届出はサービス検索・電子申請機能で受領する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務。 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の指導等の実施に関する事務。 ③健康増進法に基づく健康増進事業の実施に関する事務。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務。 なお、一部事務の申請、届出はサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	
令和3年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10、49、76の項	番号法第9条第1項 別表第一 10、49、76、93の2の項	事前	
令和3年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、56の2、69の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、16の3、17、18、19、70の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、56の2、69の2、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、16の3、17、18、19、70、115の2の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、56の2、69の2、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、16の3、17、18、19、70、115の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、56の2、69の2、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、16の3、17、18、19、70、115の2の項	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務。 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の指導等の実施に関する事務。 ③健康増進法に基づく健康増進事業の実施に関する事務。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務。 なお、一部事務の申請、届出はサービス検索・電子申請機能で受領する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務。 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の指導等の実施に関する事務。 ③健康増進法の規定に基づく健康増進事業である各種がん検診(肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診)、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の実施に関する事務。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務。 なお、一部事務の申請、届出はサービス検索・電子申請機能で受領する。		
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、56の2、69の2、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、16の3、17、18、19、70、115の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、56の2、69の2、102の2、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、16の3、17、18、19、70、102の2、115の2の項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務。 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の指導等の実施に関する事務。 ③健康増進法の規定に基づく健康増進事業である各種がん検診(肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診)、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の実施に関する事務。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務。 なお、一部事務の申請、届出はサービス検索・電子申請機能で受領する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務。 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の指導等の実施に関する事務。 ③健康増進法の規定に基づく健康増進事業である各種がん検診(肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診)、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の実施に関する事務。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務。 なお、一部事務の申請、届出はサービス検索・電子申請機能により受領し、「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。	事後	
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	eG-wellness(健康管理システム・母子保健システム)、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	eG-wellness(健康管理システム・母子保健システム)、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	